

令和6年第9回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月25日（水）
午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（17人）

会 長	1 番	葉 山	諭						
会長代理	2 番	水 嶋	政明						
委 員	3 番	山 田	康弘	4 番	中 尾	正 則	5 番	大 串	英明
	6 番	坂 口	初 男	7 番	河 本	光 晴	8 番	梅 山	清春
	9 番	相 川	浩 一	1 2 番	安 藤	卓 巳	1 3 番	谷 脇	文弘
	1 4 番	山 口	用 一 郎	1 5 番	柿 田	敏 彦	1 6 番	前 田	明代
	1 7 番	中 村	和 也	1 8 番	松 崎	常 俊	1 9 番	林	辰造
5. 欠席委員（2人）

1 0 番	葉 山	静 子	1 1 番	本 山	光 幸
-------	-----	-----	-------	-----	-----
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第36号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
議案第37号 非農地通知の対象とすることの決定について
議案第38号 西海市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 報告事項 農地転用許可不要案件届について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 係長：谷内 美佳
主事：松尾 亜美
8. 会議の概要

事務局 只今から令和6年西海市農業委員会第9回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中17名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長　　これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長　　今回の議事録署名委員は、2番：水嶋 代理、3番：山田 委員にお願いいたします。

議長　　それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。
まず、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案第34号の1番について説明します。資料3頁は、今回の3条申請5件の位置図です。資料4頁が議案書となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由の詳細については、下段の中ほどに記載のとおり、譲り受け人は、兄である譲り渡し人から、贈与により所有権を取得するものです。取得する農地は、適正に管理耕作し、自家消費用の露地野菜の栽培を始めるとのことです。農地法第3条の許可申請の関係資料は、3頁から9頁までで、3頁に位置図、4頁が議案書で、5頁に付近近況図、6頁に字図、7頁と8頁に現況写真、9頁に航空写真を添付しています。6頁の字図で、黄色に塗られているところ、また、9頁の航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。

申請地は、6頁の字図で分かるように、譲り受け人の自宅に里道を挟んで隣接している状況です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は、以上です。

議長　　ただいま説明がありました議案第34号の1番につきまして、16番委員、補足説明をお願いします。

16番　　16番委員です。9月21日に地元推進委員と一緒に、現地の確認を

いたしました。譲り渡し人は、譲り受け人のお兄さんで、贈与により所有権を取得するということで、譲り受け人は勤めを7月いっぱいまで退職しており、申請地で露地野菜を作りたいと言っておられました。以上です。

議 長 ただ今、議案第34号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

18番 18番委員です。写真を見ますと、畑というか植木みたいなものがたくさん植えられています。ここで野菜を栽培するのは問題ないと思いますが、もしかしたら全部植木が植えられるのではないかと、この写真を見る限りでは、そう思ってしまうのですが、そこら辺はどうでしょうか。

事務局 事務局です。譲り受け人は3、4か月ほど前に事務局へ相談に来て、もうすぐ仕事を退職するので、自宅前の畑をお兄さんからもらって、家庭菜園として利用したいということでした。ところが航空写真で申請地を見てみますと、何をするというわけでもないのですが、シートや、何かの資材のような雑多なものがたくさん置かれていましたので、これではちょっと農地とは認められませんので、ちゃんと農業ができる状態にして、それから3条の申請をされてくださいということをお伝えしました。それから、今月になってもう片付けが終わったということで、今回の3条申請を受け付け、現地確認をしたうえで、今後は適正に耕作されるのではないかと、事務局としては考えています。以上です。

1 番 1番委員ですが、申請地は私の近所でありまして、譲り受け人の自宅の前の5畝ぐらいの畑になります。その周辺部に植木が植わってしまして、写真で見ますと狭く見えますが、中央部分は結構広く空いているような状況でありまして、その部分につきましては、今後、きちんと有効に使っていききたいと、先日の現地調査ではそういう話をされていしたので、報告をしておきたいと思います。

議 長 他に何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 34 号の 2 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 2 番について説明する前に、10 頁の番号が 1 となっていますが、これは 2 の誤りですので、申し訳ありませんが、訂正いたします。それでは説明いたします。資料 10 頁は議案書で、申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。譲り受け人は、経営規模を拡大するため、農地集積を進めており、譲り渡し人から所有権を売買により取得し、適正に管理耕作するもの、と申請事由はなっています。農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、3 頁及び 10 頁から 15 頁までで、3 頁に位置図、10 頁が議案書で、11 頁に付近近況図、12 頁に字図、13 頁・14 頁に現況写真、15 頁に航空写真を添付しています。12 頁の字図で、黄色に塗られている部分、及び 15 頁の航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から徒歩で 5 分以内のところにあり、露地野菜を栽培予定です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 34 号の 2 番につきまして、2 番委員、補足説明をお願いします。

2 番 2 番委員です。9 月 21 日に地元推進委員と、譲り受け人のところにお伺いし、話を聞いてきました。事務局からも説明がありましたが、今現在、3 筆ほど 3 条で取得し、正直言って少し心配していましたが、休耕地というより耕作放棄地に近いぐらいの状態の畑を、今はきれいに草刈りをしてそれを片づけている状態でした。本件も、もし承認されましたら、すぐに草刈りをしてきちんとしますということでした。先月でしたか、以前譲り受けた農地で、早速ジャガイモを栽培したいということで、ジャガイモの種を購入しており、本人もすごくやる気がありますので、問題はないと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 34 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

17番 17番委員です。2番委員も以前はこの付近で耕作されていたという話を伺いましたが、この一帯は長期間耕作されていないということですか。

2番 2番委員です。前耕作者が耕作放棄した期間と、それを公社に返してから期間を合わせて5年ぐらいは耕作されていないと思います。

17番 17番委員です。あまり広い畑ではないし、2番委員のお知り合いの方がもしおられれば、もう少し広い畑を紹介してもよいのではないかと思います。

2番 2番委員です。譲り受け人の自宅は、15頁の航空写真で、申請地のすぐ近くにありますが、最初こちらに来られた際に、この塔尾地区の農地が耕作放棄地となっているのが大変残念だと話しておられました。全部借りて耕作してはどうかと勧めましたが、いつの間にか、徐々に購入することで話を進めているようです。小さい頃は出身地であるアメリカのユタ州で、農作業をされていたようですが、ここ10年ほどは全く農業には携わっていないため、ここで農業をやることについて多少不安に思っていました。ただ、よく私の畑に来て、意欲的に勉強をしていますし、ジャガイモの作付けも始めるようです。現状はそんなところで、まだ広い農地を勧めることはできないかなと思いますが、将来的には塔尾地区の一団の農地を全部買いたいという意見も伺っています。

議長 2番委員の考えとしては、譲り受け人の慣れ状況を見ながら判断し、規模拡大を勧めていくということのようですので、よろしいでしょうか。他にございませんか。

《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第34号の3番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 34 号の 3 番について説明します。16 頁は議案書で、申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由については、下段の中ほどに記載していますが、生前一括贈与で、許可があり次第、贈与により所有権移転を行う予定である、となっており、親子間の贈与です。譲り受け人は、佐世保市在住ですが、申請書類等を確認したところ、申請地は、住所地から 21km ありますが、パールライン（有料道路）を利用すれば、車で 28 分とのことです。農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、3 頁及び 16 頁から 26 頁までで、3 頁に位置図、16 頁が議案書で、17 頁に付近近況図、18 頁に字図、19 頁から 25 頁に現況写真、26 頁に航空写真を添付しています。18 頁の字図で黄色に塗られているところ、及び 26 頁の航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。柿・みかんを栽培予定です。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からは、以上です。

議 長

ただいま説明がありました議案第 34 号の 3 番につきまして、3 番委員、補足説明をお願いします。

3 番

3 番委員です。9 月 22 日、地元推進委員と 2 人で現地を確認いたしました。また譲り受け人からは、電話で話を伺いました。申請地ですが、現在果樹を栽培されており、法面を含み、写真でも分かると思いますが、下草払いなどよく管理がなされていました。このことにつきましては、地元推進委員も、よく確認をされているそうです。なお、贈与後も当面は、父である譲り渡し人が栽培管理を行います。譲り受け人本人も、後々受け継いでいかれる意思を確認いたしました。説明は以上です。

議 長

ただ今、議案第 34 号の 3 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長

無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。よって、議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 34 号の 4 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 34 号の 4 番について説明します。資料 27 頁は議案書で、申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由については、下段の中ほどに記載していますが、譲り渡し人は、高齢で遠隔地に居住のため、借り人である譲り受け人へ、売買により所有権を移転するもので、譲り受け人は、経営規模拡大のため取得するもの、となっています。農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、3 頁及び 27 頁から 32 頁まで、3 頁に位置図、27 頁が議案書で、28 頁に付近近況図、29 頁に字図、30 頁と 31 頁に現況写真、32 頁に航空写真を添付しています。29 頁の字図で、黄色に塗られているところが申請地です。32 頁の航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。30 頁の現況写真を見ていただければと思いますが、譲り受け人が、現在も借地にて稲作を行っています。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からは、以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 34 号の 4 番につきまして、17 番委員、補足説明をお願いします。

17 番 17 番委員です。9 月 21 日に、地元推進委員とともに現地を確認いたしました。譲り渡し人は遠方にお住まいで、資産を手放したい意向があり、譲り受け人は、ここの田んぼをもう 40 年来耕作しており、水利も一番いいところだということで、購入ということになりました。譲り受け人は、お父さんの代から 40 年ほど耕作を続けており、本人も農業をするということで頑張っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ただ今、議案第 34 号の 4 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 4 番については、申請どおり許可する

ことに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 5 番を審議いたしますが、本案は、17 番委員自身が当事者となる事案であり、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できませんので、審議終了まで退席をお願いします。

《17 番委員 退席》

議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 34 号の 5 番について説明します。資料 33 頁は議案書で、申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由については、下段の中ほどに記載していますが、譲り渡し人は、高齢で遠隔地に居住のため、借り人である譲り受け人へ、売買により所有権を移転するもので、譲り受け人は、経営規模拡大のため取得するもの、となっています。農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、3 頁及び 33 頁から 49 頁までで、3 頁に位置図、33 頁が議案書で、34 頁に付近近況図、35 頁と 36 頁に字図、37 頁から 48 頁に現況写真、49 頁に航空写真を添付しています。35 頁と 36 頁の字図で、黄色に塗られている部分、及び 49 頁の航空写真では、赤枠で囲まれた部分が申請地です。現況写真でお分かりのように、今までは、譲り受け人が、借地にて露地野菜やミカンを栽培していました。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からは、以上です。

議 長 ただいま説明がありました 5 番につきまして、5 番委員、補足説明をお願いします。

5 番 5 番委員です。本来補足説明の担当である 17 番委員が当事者となっていますので、私が代わりに調査を行いました。9 月 21 日に、地元推進委員 2 名とともに、現地を確認いたしました。35 頁の申請地は 1 つだけ別になっていますが、36 頁の一団の農地は、今現在 17 番委員が借り受けて耕作を行っており、耕作状況等、そういうものに関しては全く問題ありませんので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、議案第 34 号の 5 番について説明がありました。これより質

疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 5 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 17 番委員、入室してください。

《17 番委員 着席》

議 長 続きまして、議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 35 号の 1 番について、説明いたします。資料 51 頁は、今回、農地法第 5 条の許可申請がありました 1 件の位置図です。物件の所在は、西海町木場郷字下丸尾で、西海総合支所のすぐ近くに位置し、畑 1 筆 462 m²の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。使用目的は「一般個人住宅」で、申請地を売買により購入し、自己住宅を建築するもの、となっています。権利内容は「所有権移転 売買」です。次頁の 51 頁は位置図で、資料 52 頁は付近近況図です。黄色く塗られたところが今回の申請地です。その他資料として、53 頁に字図、54 頁・55 頁に現況写真、56 頁に航空写真、57 頁に被害防除計画書、58 頁に平面配置図、58 頁に立面図を添付しています。57 頁に戻り、被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用し、整地程度の造成のみで、被害の恐れはない、となっています。また、排水等については、雨水は、溜枡から水路放流となっており、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理し、最終的に道路側溝に放流し、工事着手前に市道改造注水許可を申請する、となっています。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、申請地周囲には耕作地はなく、建物も平屋であり、日照・通風等何ら支障はない、となっています。

56 頁の航空写真からも判断できますが、周辺に農地はありますが、宅地や山林・原野及び県道等で区切られた 10ha 以下の、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 35 号の 1 番につきまして、13 番委員、補足説明をお願いします。

1 3 番 13 番委員です。9 月 22 日に、譲り渡し人から、現地で話を聞きました。譲り受け人は、会社勤めで、家族で大島に住んでおられます。家を建てて地元に戻りたいと思っているそうです。今回の申請地は、県道沿いに側溝があり、排水の面は問題ないと思います。隣接する農地では以前ミカンが耕作されていましたが、現在は 55 頁の写真のように、荒廃した状態になっていますので、周辺の農地には影響はないと思います。特に何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 35 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 36 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたしますが、本案は、3 番委員が役員を務める法人が受け手となる事案が含まれているため、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できませんので、審議終了まで退席をお願いします。

《 3 番委員 退席 》

議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料は 60 頁です。議案第 36 号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求める、となっています。61 頁は、今回の要請分の集計表です。62 頁は、今回要請する内容の詳細です。今回

の要請は、出し手 4 人から合計で 10 筆 6,403 m²を借り入れ、うち 1 筆を新規で農業法人へ配分し、他の 9 筆は天久保地区の基盤整備に係るもので、今回配分はなく、長崎県農業振興公社預りとなるものです。63 頁が、今回の受け手の経営状況等の資料です。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は、以上です。

議 長 それでは 1 番の補足説明を、16 番委員にお願いします。

16 番 16 番委員です。9 月 22 日に、3 番委員と地元推進委員とで、現地を確認してきました。農業法人が農地を借りて牧草を耕作するという
ことで、現地を確認したところ、何も問題ない状況でしたので、審議
のほど、よろしくお願いします。

議 長 2 番から 10 番につきましては集積のみであり、補足説明は不要です
ので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませ
んか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 36 号「農地中間管理機構
に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につつま
しては、原案どおり要請することに決定いたします。

議 長 3 番委員、入室してください。

《 3 番委員 着席 》

議 長 つきまして、議案第 37 号「非農地通知の対象とすることの決定につ
いて」ですが、今回は申出分がありませんので、同意分を議題といた
します。事務局、説明をお願いします。

事務局 非農地同意分の資料は、55 頁から 74 頁までです。今回は、8 月 15
日から 9 月 17 日まで受け付けた分を審議していただきます。1 番から
12 番までが、西彼町の物件で 1 件・12 筆、13 番から 16 番までが、西
海町の物件で 2 件・4 筆、17 番と 18 番が、大島町の物件で 2 件・2
筆、19 番から 37 番までが、崎戸町の物件で 6 件・19 筆、38 番から 45

番までが、大瀬戸町の物件で 1 件・8 筆で、合計 12 件 45 筆 26,530 m²の申請となっています。資料につきましては、67 頁に位置図、68 頁から 73 頁に航空写真配置図、74 頁から 83 頁までに航空写真を添付しています。詳細につきましては、議案書及び資料をご覧ください。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 37 号の同意分について説明がありました。同意分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 37 号の 1 番から 45 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 38 号「西海市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第 38 号について説明いたします。資料 84 頁は議案書で、議案第 38 号西海市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則の制定について、刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、標記規則中の文言を一部改正する必要性が生じたため、承認を求めるもの、となっています。今回の規則の改正につきましては、刑法等の一部を改正する法律施行までに、標記の同規則中の文言を一部変更する必要があるため、今回議案としてご審議いただくこととなりました。

資料 85 頁が告示する文面で、改正により刑法の文言中「禁錮」が「拘禁刑」に変更されますので、本規則中の文言もそれに伴い変更するもので、資料 86 頁が規則の新旧対照表となっています。旧の右側が現行の規則で、新の左側が今回告示後の規則になっており、同規則第 3 条第 2 号イ中にある文言のうち「禁錮」を「拘禁刑」に変更するものです。ちなみに、農業委員の選任に関する規則中にも同じ文言がありま

すが、こちらは市の条例でありますので、総務課において取りまとめのうえ、令和7年6月1日までに改正される予定となっています。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今、議案第38号について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

18番 18番委員です。禁錮と拘禁刑は意味的には同じものですか。

事務局 意味的には同じです。拘禁刑に処せられた方は、これまでの禁錮刑と同様に、農業委員、あるいは推進委員になる事が出来なくなります。

議 長 他に何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について承認することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第38号につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について事務局お願いします。

事務局 報告事項の1番、農地転用許可不要案件届について説明します。資料は87頁からです。今回の報告は、先月の総会でご審議頂きました、農地法第3条の許可申請3番で、申請地内に未届で既に農業用倉庫が建設されていたため、所有者である譲り渡し人から、今回顛末書を付けて農地転用許可不要案件届が提出されたものです。物件は西彼町小迎郷字大ヒロガリの畑で、総面積834㎡のうち62㎡が農業用倉庫用地として利用されています。建築部分は42㎡で通路等が20㎡であり、合計62㎡となります。全て平成12年頃に、施工済みです。また、95頁の被害防除計画書に記載のとおり、施工後から現在まで周辺農地からの被害の報告はないということです。その他は現況写真や、建築面積等の測量図を添付しています。以上で、報告を終わります。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

次回の総会は

日時 令和 6 年 10 月 25 日(金) 午後 2 時 00 分から

場所 市役所本庁舎 3 階議員控え室

代 理 これをもちまして令和 6 年西海市農業委員会第 9 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 6 年 9 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人